

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	令和5年7月6日(木)		
開催時間	午前10時00分 開会 ・ 午前11時48分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎 3階 302・303 会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名(出席者数)	竹田 悦子、織田 京子、川崎 葉子、西尾 綾子、中西 耕二郎、古山 大輔、田尻 要、山本 明伸、大塚 明夫、佐藤 泰彦、宮永 文雄、川邊 隆浩、斎藤 徹、相原 秀行、黒沼 浩二 (会長1名、委員14名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	大塚 佳之(1名)		
事務局職員職氏名	都市建設部長	三村 正	
	副部長	矢部 正樹	
	副部長	五十嵐 剛	
	参事兼都市計画課長	山崎 淳一	
	都市計画課副参事	島田 幸男	
	計画担当主査	新井 祐介	
	主査	本間 直人	
	主事	阿部 奈々	
	主事	柴田 瞳子	
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0名)		
会議の内容	(議題) 議案第1号 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(案)について(埼玉県決定) 議案第2号 鴻巣都市計画区域区分の変更(案)について(埼玉県決定) 議案第3号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更(案)について(鴻巣市決定)		
	(決定内容) ○議案第1号及び議案第2号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。 ○議案第3号について説明、質問回答を行った。今後パブリックコメントを経た後、都市計画審議会にて再度審議し、決定する。		
	(説明の概要) ○議案第1号 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、都市計画基礎調査や社会情勢の変化を踏まえ、定期見直しを行う。  ○議案第2号 議案第1号の見直しに基づき、区域区分の変更を行う。  ○議案第3号 鴻巣市都市計画マスタープランの変更に関して、改訂案を審議する。		

(主な質問事項)

【議案第1号について】

- Q. 「都市交通環境の充実」の具体的なイメージは。
- A. 鴻巣駅の周辺を中心拠点、吹上駅および北鴻巣駅の周辺を生活拠点として位置づけ、拠点間を鉄道、路線バス、フラワーバス、デマンド交通等で効果的に結ぶことが、都市交通環境の充実に繋がります。
- Q. 「都市交通環境」について、あえて「都市」とつけているのはなぜか。
- A. 「都市」という言葉が入っていますが、「交通環境」と同じと考えていただいて良いかと思えます。
- Q. 特別用途地区や地区計画の活用でどのように操業環境が保全され、利便性が向上できるか。
- A. その地区の実情に合わせて、用途地域の規制を強化、緩和することで、整備や保全を図ることができます。
- Q. 利便性の向上について、お答えがないと思うが。
- A. 地区計画等で、その目的とするものに対しては緩和をし、それ以外の利用については規制をかけることで、その目的とする土地の利活用ができ、利便性が向上できると考えております。
- Q. 時間雨量50ミリメートル程度の想定では、現状に合わなくなっているのではないか。
- A. 埼玉県が作成した『河川整備計画』に基づき記載しています。
- Q. 『河川整備計画』は何年に1回見直されるものか。
- A. 県計画ですので、市では見直しの頻度は把握しておりません。
- Q. (旧)「高齢者の急激な～に確保」が、(新)では変更されている。公営住宅より特別老人ホームなどを増やすという意味か。
- A. 『埼玉県住生活基本計画』の改定内容に合わせて変更しているものです。
- Q. 特定大規模建築物とはどのようなものか、埼玉県や近隣県で該当するものがあるか。
- A. 店舗、映画館、展示場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超える建築物のことです。近隣県に該当があるかは県で把握していないとのこと。
- Q. 「商業、医業、福祉、子育て支援」の順が変更になった理由は。
- A. 埼玉県が作成した『まちづくり埼玉プラン』に合わせて表現を変更しています。
- Q. 表記の順番は重要か。重要でないならば、表記を変える必要はないのでは。
- A. 順番の意味について県の見解は伺っておりません。
- Q. 「職住が近接したまちづくりを推進」とあるが、具体的なイメージは。
- A. ゆとりある生活を実現し、職と住の均衡した都市構造の形成について、国でも推進している考え方です。
- Q. 「活かす」を「生かす」に変更した理由は。
- A. 「活かす」は常用漢字ではないため、「生かす」と改めたものです。

Q. 「各地域の～形成を図る」の具体的地域はどこを想定しているのか。

A. 現時点では、具体的な地域は想定しておりません。

Q. 笠原や常光や周辺地域についてはいかがか。

A. この制度は市街化区域内を想定しています。ご質問の地域は、市街化調整区域に位置しております。

Q. 「農地と低層住宅が～田園住宅地域を定める」とした理由と具体的地域は。

A. 田園住居地域は、農地と低層住宅が調和した良好な環境を保護するための用途地域です。具体的な地域は想定してはおりません。

Q. 「子供を生き育てやすい」の表記を「子ども」「産み」と訂正すべきでは。

A. 『埼玉県住生活基本計画』に合わせた表現となっております。

Q. 「安心して居住できる住宅」とは、具体的に何を指すのか。

A. 『埼玉県住生活基本計画』の目標において、5点挙げております。

Q. 「魅力を感じる住環境の整備」の具体的なイメージは。

A. 『埼玉県住生活基本計画』の目標を整開保へ反映させたものです。

Q. 『埼玉県住生活基本計画』の中に公営住宅の計画はあるのか。

A. 県の計画は把握しておりません。

Q. 「長期間使用できる住宅」の具体的なイメージは。

A. 『埼玉県住生活基本計画』の目標を整開保へ反映させたものです。

Q. 「特定大規模建築物（大規模商業施設等）等」を加筆した理由は。

A. 『大規模集客施設等の立地を可能とする都市計画の決定及び変更に係る広域調整要綱』に合わせ、追記しております。また、特定大規模建築物には該当しないものの、広範囲から集客が見込まれる公共施設や遊園地、動物園などを併せて「等」としています。

Q. 商業地に誘導しているとしていますが、具体的な場所があるのか。

A. 現時点は具体的な場所は設けておりません。

Q. 道路の無電柱化とあるが、実際可能なのか。

A. 現段階では計画はございませんが、事業を進める際には、防災、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を考慮して検討していきます。

Q. 検討する、ということは想定する部分があるのか。

A. 現段階では計画はございません。今後整備する場合には、考慮した上で事業の計画を策定していくと考えております。

Q. 「特定生産緑地制度の活用」の実績と見通しは。

A. 事務局：令和4年12月に生産緑地120地区、約25.12ヘクタールを特定生産緑地として指定しております。以後10年ごとに特定生産緑地の再延長が可能となります。

Q. 「上曾部地区」や「谷田地区」のわかりやすい表記への検討は。

A. 次回の定期見直しでは、分かりやすい表記について埼玉県と協議したいと思っております。

- Q. 元号と西暦を併記した方がわかりやすいのではないか。  
A. 西暦表記についても、次回の見直しの際に埼玉県と協議したいと思います。
- Q. 縦割り型ではなく横断的に考えて、直せるものは県と相談をしてほしい。  
「職住が接近したまちづくり」について、鴻巣あたりの生活は乗用車であり、中心を駅とした場合、どこに車を停めるのかを考えるべきなのは。  
A. ご意見を今後の計画策定に生かしてまいります。
- Q. 現在策定されている立地適正化計画のスケジュールは。  
A. 昨年度から策定に向けて着手し、今年度末までに作成できるように進めております。
- 【議案第2号について】**
- Q. 面積が5ヘクタール狭くなっているのはなぜか。計測方法の変更の具体的内容は。  
A. 国土地理院が計測方法を変更し、高精度に計測できるようにしたためです。
- 【議案第3号について】**
- Q. 「統廃合等」ではなく、「統合等」となっている理由は。  
A. 「統合等」には、廃止や合併の意味合いを含んでいるものと解釈しています。上位計画の鴻巣市総合振興計画の「統合等」と同様の表現となったものです。
- Q. 1ページの理由では「統廃合等」と使われている。「統廃合」の方が正確ではないか。  
A. 上位計画である『第6次鴻巣市総合振興計画』で「統合等」という文言を採用していることから、このような言葉で整理しております。
- Q. 該当する公共施設等は、どのような施設を想定しているか。  
A. 学校教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設などです。
- Q. 学校統廃合に反対する声が多く、このような表現が入ることは前のめりではないか。  
A. 上位計画の改正に伴いましてマスタープランを変更しております。
- Q. 他の自治体で民間活力を導入した結果、地域住民がその施設を使えない事例も聞いております。地域の声を聞き、慎重に進めていくべきでは。  
A. 地域のご意見を加えながら、利活用について検討する必要があると認識しております。
- Q. 「統合等に伴う～の転換を図ります。」この文言の意味と、具体的背景は。  
A. 『第6次鴻巣市総合振興計画』の基本構想及び基本計画より、市街化調整区域を含め、今後見込まれる公共施設等跡地を有効に活用していきたいと考えております。背景として、閉校した笠原小学校の跡地利活用が該当すると考えます。
- Q. 「統合等に伴う～の転換を図ります。」の地域はどこか。  
A. 直近では笠原小学校の跡地利活用を想定していますが、今後も公共施設の統合等に伴う跡地の利活用が見込まれます。
- Q. 市街化調整区域の公共施設、学校を統廃合すると言っているが、公的責任はどう考えているのか。  
A. 時代の背景に即して公共施設を有効的に活用することが前提にあり、その上で地域の実情に応じて施設の統合等が必要であろうと考えております。

	<p>Q. 廃校への住民の気持ちを受けとめていただきたいと思うが、いかがか。</p> <p>A. 地域の方々の声に耳を傾けて利活用に取り組んでいくことが重要であると認識しております。</p> <p>Q. 総合振興計画と都市計画マスタープランとの整合性及び一部改訂の時期の整合性は。</p> <p>A. 都市計画法第18条の2第1項に規定されております。『第6次鴻巣市総合振興計画』は、令和5年6月に総合振興計画審議会で諮問され、6月から7月に意見募集、7月に市長への答申、8月に一部改訂の予定となります。当審議会は、本日の諮問後、8月に意見募集、10月上旬に市長への答申、10月下旬に一部改訂の予定となります。</p> <p>Q. 統廃合された学校のその後の用途は学校だけ、福祉施設は福祉施設だけなのか。</p> <p>A. 総合政策課によりますと、笠原小学校はで事業内容が5つ整理されております。笠原小学校以外も、一部の利活用に限定しない方向で検討していくことを想定しております。</p> <p>Q. 今後都市マスの大規模な改定で、ワークショップや勉強会、都市計画提案制度ができるような検討は可能か。</p> <p>A. 一部改訂の際には行っておりませんが、全面的な見直しの際には行います。</p> <p>Q. 公共施設等の、等の範囲は。</p> <p>A. 市所有の土地や建物が公共施設であり、表面上に見えず地中に埋設されているインフラや橋梁、道路、水路も含めております。</p> <p>Q. 例えば第3セクターについてはいかがか。</p> <p>A. 確認をし、次回の審議会でご回答させていただきます。</p>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 議案書</li> <li>3 鴻巣市都市計画審議会委員名簿</li> <li>4 配席表</li> <li>5 諮問書の写し</li> </ol>